

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和元年8月2日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900052号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900016号

## 第1 結論

昭和37年4月から昭和40年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年4月から昭和40年2月まで

妻(訂正請求記録の対象者)の未支給年金に係る請求の際に、請求期間に係る国民年金の加入記録がないことが判明した。

請求期間当時、妻は、自身の名を嫌がって「A」と名乗っており、生年月日についても、「昭和6年\*月16日」であると思込んでいた。

妻が、請求期間において、氏名をB(婚姻後の姓)A、生年月日を昭和6年\*月16日として国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことは間違いのないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間において、氏名をB(婚姻後の姓)A、生年月日を昭和6年\*月16日として国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、オンライン記録を見ると、当該氏名及び生年月日の一致する、基礎年金番号に統合されていない国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)に係る被保険者記録(以下「未統合記録」という。)が確認でき、当該未統合記録において請求期間に係る国民年金保険料は納付済みと記録されている。

一方、戸籍の記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において請求者と婚姻関係にあり、請求者は、請求期間における居住地についてC市D区としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、前述の未統合記録に係る手帳記号番号は、請求者の手帳記号番号と連番で昭和37年6月29日にC市において払い出されている。また、それぞれの手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳には、いずれもC市D区の住所地が記載されており、当該被保険者台帳におけるそれぞれの被保険者資格取得及び喪失年月日並びに国民年金保険料の納付状況は同じである。

また、請求者は当時、訂正請求記録の対象者が名をA、生年月日を昭和6年\*月16日としていたことが確認できる資料として、訂正請求記録の対象者に係る昭和43年分給与所得者の保険料控除申告書等を提出しており、当該保険料控除申告書の生命保険料控除欄には二つの保険契約が記載されているところ、それぞれの保険契約に係る「課税所得控除保険料証明書及び

継続保険料領収証」の契約者名は、一方が「B（婚姻後の姓）A」、もう一方が「E（訂正請求記録の対象者の氏名）」である。

さらに、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係るF厚生年金基金の厚生年金基金加入員証（昭和44年5月1日発行）の生年月日欄を見ると、昭和6年\*月16日から昭和6年\*月\*日に訂正されているところ、同基金は、当該生年月日の訂正履歴について、「事業所より生年月日の訂正届の提出：平成3年4月9日受付」と回答している。

以上のことから、訂正請求記録の対象者が、請求期間当時、氏名をB（婚姻後の姓）A、生年月日を昭和6年\*月16日としていたとする請求者の主張には信憑性があると考えられる上、オンライン記録における氏名索引において、当該氏名及び生年月日が一致する者は、ほかに見当たらないことを踏まえると、当該未統合記録は、訂正請求記録の対象者の記録であり、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900051号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900040号

## 第1 結論

請求者のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和24年9月1日、喪失年月日を昭和27年3月14日とし、昭和24年9月から昭和27年2月までの標準報酬月額については、昭和24年9月から昭和25年5月までは3,000円、同年6月から昭和26年3月までは5,000円、同年4月から同年7月までは6,000円、同年8月から昭和27年2月までは7,000円とすることが必要である。

昭和24年9月1日から昭和27年3月14日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年9月頃から昭和27年3月頃まで

妻(訂正請求記録の対象者)の未支給年金に係る請求の際に、妻が、請求期間(婚姻前)において勤務したA社に係る厚生年金保険の加入記録がないことが判明した。

請求期間当時、妻は、自身の名を嫌がって「C」と名乗っており、生年月日についても、「昭和6年\*月16日」であると思込んでいた。

妻が、請求期間において、氏名をD(旧姓)C、生年月日を昭和6年\*月16日として、E市内にあったA社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間において、氏名をD(旧姓)C、生年月日を昭和6年\*月16日としてA社に勤務した旨主張しているところ、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、当該氏名及び生年月日の一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(以下「未統合記録」という。)が確認でき、当該未統合記録の被保険者期間は、請求者が主張する訂正請求記録の対象者の同社における勤務期間と符合している。

また、戸籍の記録によると、訂正請求記録の対象者の姓は、請求期間において、D(旧姓)であったことが確認できる上、請求者は、訂正請求記録の対象者が婚姻後も名をC、生年月日を昭和6年\*月16日としていたことが確認できる資料として、訂正請求記録の対象者に係る昭和43年分給与所得の保険料控除申告書等を提出しており、当該保険料控除申告書の生命保険料控除欄には二つの保険契約が記載されているところ、それぞれの保険契約に係る「課税所

得控除保険料証明書及び継続保険料領収証」の契約者名は、一方が「F（婚姻後の姓）C」、もう一方が「G（訂正請求記録の対象者の氏名）」である。

さらに、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係るH厚生年金基金の厚生年金基金加入員証（昭和44年5月1日発行）の生年月日欄を見ると、昭和6年\*月16日から昭和6年\*月\*日に訂正されているところ、同基金は、当該生年月日の訂正履歴について、「事業所より生年月日の訂正届の提出：平成3年4月9日受付」と回答している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿において、「F（婚姻後の姓）C」に係る国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）は、請求者の手帳記号番号と連番で昭和37年6月29日にE市において払い出されており、それぞれの手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳に記載された住所地、被保険者資格取得及び喪失年月日並びに国民年金保険料の納付状況は同じである。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、請求期間当時、氏名をD（旧姓）C、生年月日を昭和6年\*月16日としていたとする請求者の主張には信憑性があると考えられる上、オンライン記録における氏名索引において、当該氏名及び生年月日が一致する者は、ほかに見当たらないことを踏まえると、当該未統合記録は、訂正請求記録の対象者の記録であると考えるのが相当であり、A社B出張所の事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和24年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和27年3月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

また、昭和24年9月1日から昭和27年3月14日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の未統合記録から、昭和24年9月から昭和25年5月までは3,000円、同年6月から昭和26年3月までは5,000円、同年4月から同年7月までは6,000円、同年8月から昭和27年2月までは7,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900056号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900015号

## 第1 結論

平成23年7月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年7月から同年12月まで

私は、国民年金保険料の納付書が自宅に届いたら、毎月その都度、最寄りのコンビニエンスストアで納付していた。

請求期間当時、お金には困っておらず、請求期間の6か月分だけを未納のままにしておく理由がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、自宅に納付書が届いたら、毎月その都度、最寄りのコンビニエンスストアにおいて、国民年金保険料の納付を行った旨主張しているところ、日本年金機構は、コンビニエンスストア各社における国民年金保険料の収納記録の照会には、領収済通知書のバーコード情報が必要だが、バーコード情報の保存期間は、領収済通知書の発行年度より最大4年度である旨回答していることから、コンビニエンスストア各社に対して、請求期間当時の収納記録を照会することはできない。

また、A市から提出された請求者に係る平成24年度の市民税・県民税に関する回答書によると、平成23年の社会保険料控除は0円と申告されており、平成25年度の市民税・県民税に関する回答書によると、平成24年の社会保険料控除は未申告となっていることから、当該資料から請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を推認することはできない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間である上、収納事務が国に一元化された平成14年4月以降でもあり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900059号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900039号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年12月8日から昭和57年3月21日まで  
② 昭和58年8月14日から昭和59年3月26日まで

A社のB支社及びC支社にそれぞれD職として勤務した期間である請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間①及び②を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された辞令、B支社から提出された沿革誌の記載内容及びC支社から提出されたアルバムから、請求者は、請求期間①においてB支社に、請求期間②においてC支社にそれぞれ臨時のD職として勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等の状況を確認できる資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか不明である。」旨回答しており、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除について、事業所から確認することができない。

また、前述の沿革誌及び昭和58年度にA社の支社に臨時のD職として勤務した者から提出された辞令の記載内容並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録等から、請求期間①及び②当時、A社が、全ての臨時のD職を採用日から厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

さらに、前述の被保険者原票において被保険者記録のある者に照会し複数の者から回答があったものの、これらの者から、請求者に係る請求期間①及び②の厚生年金保険料の控除を推認できる回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。